

遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 遊休農地に関する措置の適正な実施について 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という）第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づく贈与税又は相続税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）は、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」という。）により取得された農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地（<u>法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する法第2条第1項に規定する農地を含む。</u>）をいう。以下同じ。）が適正に農業の用に供されることを前提とした特例措置であるため、その適正な運用を確保する観点から、納税猶予制度の適用を受けている農地（以下「特例農地」という。）に対する法第4章に規定する遊休農地に関する措置（以下「遊休農地に関する措置」という。）については以下に留意すること。</p> <p>1 特例農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議の勧告及び所管税務署長に対する通知 特例農地については、法第36条第1項の規定による勧告又は租特法第70条の4第1項第1号若しくは第70条の6第1項第1号の規定による通知（以下「勧告等」という。）があった場合に贈与税及び相続税の納税猶予に係る期限（以下「納税猶予期限」という。）が確定するため、納税猶予制度の適正な運用を確保する観点から、勧告等を確実に行う必要がある。 また、特例農地に係る勧告等の手続については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 勧告等を実施する場合には、当該特例農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業」という。）の事業実施区域内に所在するか否かに応じて、以下のとおり実施すること。 ア 農地中間管理事業の事業実施区域内に所在する場合 「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）の<u>第3の6</u>に留意しつつ法第36条第1項の規定による勧告を実施すること。</p>	<p>第1 遊休農地に関する措置の適正な実施について 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という）第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づく贈与税又は相続税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）は、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」という。）により取得された農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）が適正に農業の用に供されることを前提とした特例措置であるため、その適正な運用を確保する観点から、納税猶予制度の適用を受けている農地（以下「特例農地」という。）に対する法第4章に規定する遊休農地に関する措置（以下「遊休農地に関する措置」という。）については以下に留意すること。</p> <p>1 特例農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議の勧告及び所管税務署長に対する通知 特例農地については、法第36条第1項の規定による勧告又は租特法第70条の4第1項第1号若しくは第70条の6第1項第1号の規定による通知（以下「勧告等」という。）があった場合に贈与税及び相続税の納税猶予に係る期限（以下「納税猶予期限」という。）が確定するため、納税猶予制度の適正な運用を確保する観点から、勧告等を確実に行う必要がある。 また、特例農地に係る勧告等の手続については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 勧告等を実施する場合には、当該特例農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業」という。）の事業実施区域内に所在するか否かに応じて、以下のとおり実施すること。 ア 農地中間管理事業の事業実施区域内に所在する場合 「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）の<u>第3の4</u>に留意しつつ法第36条第1項の規定による勧告を実施すること。</p>

イ (略)
 (5)・(6) (略)

2 耕作の放棄による納税猶予期限の確定の取扱い

耕作の放棄による納税猶予期限の確定は、贈与等の時期により、以下のとおり制度上の扱いが異なることに留意し、特例農地の管理に当たっては、その区分を明確にすること等により納税猶予期限の確定に係る手続に遺漏がないようにすること。

- (1) (略)
- (2) 平成17年3月31日以前に行われた贈与等に係る特例農地については、原則として耕作の放棄によっては、納税猶予期限は確定しないが、租特法第70条の4の2第1項若しくは第70条の6の2第1項に規定する特定貸付け、租特法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項3号に規定する農園用地貸付けを行い、租特法第70条の4の2若しくは租特法第70条の6の2又は租特法第70条の6の4に規定する特例の適用を受けた受贈者又は農業相続人の所有する特例農地については、(1)と同様、勧告等が行われた場合に納税猶予期限が確定する(租特法第70条の4の2第10項、第70条の6の2第3項、租特法第70条の6の4第7項)。

3 (略)

第2 (略)

様式1 適正化管理台帳				
1 基本情報				
(2) 納税猶予の適用に関する事項				
猶予税目	適用年月日	特定貸付け 又は認定都市農地貸付け等の有無	適用分類 (注1)	納税猶予の 適用農地面積の合計 (㎡)
<input type="checkbox"/> 贈与税の納税猶予		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> A	

イ (略)
 (5)・(6) (略)

2 耕作の放棄による納税猶予期限の確定の取扱い

耕作の放棄による納税猶予期限の確定は、贈与等の時期により、以下のとおり制度上の扱いが異なることに留意し、特例農地の管理に当たっては、その区分を明確にすること等により納税猶予期限の確定に係る手続に遺漏がないようにすること。

- (1) (略)
- (2) 平成17年3月31日以前に行われた贈与等に係る特例農地については、原則として耕作の放棄によっては、納税猶予期限は確定しないが、当該特例農地について、租特法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けが行われた場合には、(1)と同様、勧告等が行われた場合に納税猶予期限が確定する(租特法第70条の4の2第10項、第70条の6の2第3項)。

3 (略)

第2 (略)

様式1 適正化管理台帳				
1 基本情報				
(2) 納税猶予の適用に関する事項				
猶予税目	適用年月日	特定貸付け の有無	適用分類 (注1)	納税猶予の 適用農地面積の合計 (㎡)
<input type="checkbox"/> 贈与税の納税猶予		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> A	

相続税の納
税猶予

有

B

注1：「適用分類」欄については、次により区分し、該当するアルファベットをにチェックします。

A：平成17年4月1日以後に行われた贈与又は相続若しくは遺贈に係る農地（同日前に行われた贈与又は相続若しくは遺贈に係る農地のうち、租特法第70条の4の2第1項若しくは第70条の6の2第1項に規定する特定貸付け（贈与に係る農地にあつては、平成24年4月1日以後に行われた特定貸付けに限る。以下「特定貸付け」という。）又は租特法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け若しくは同項第3号に規定する農園用地貸付け（相続又は遺贈に係る農地に限る。以下「認定都市農地貸付け等」という。）を行い、租特法第70条の4の2若しくは第70条の6の2又は租特法第70条の6の4に規定する特例の適用を受けた受贈者又は農業相続人（以下Bにおいて「特定貸付受贈者等」という。）の所有するものを含む。）

B（略）

2 適正化対象地の状況（総括表） （表 略）

注2：「① 農地」「② 非農地」「③ 転用」の別については、直近の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査又は利用状況調査の結果等を踏まえ、以下によって区分します。

・「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）のことで。

・「非農地」とは、農地を農地以外のものにする行為（転用行為）によらずに農地に該当しなくなった土地のことであり、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長及び農村振興局長連名通知）第4の（3）の規定に基づき農地に該当しないものと判断されたものが該当します。

・「転用」とは、転用行為によって農地に該当しなくなった土地のことであり、農地法第4条第1項又は第5条第1項による許可を受けたもののほか、これらの規定による許可を要さないもの及びこれらの規定に違反しているものが該当します。

3 適正化対象地の筆別表 （表 略）

相続税の納
税猶予

有

B

注1：「適用分類」欄については、次により区分し、該当するアルファベットにチェックします。

A：平成17年4月1日以後に行われた贈与又は相続若しくは遺贈に係る農地（同日前に行われた贈与又は相続若しくは遺贈に係る農地のうち、租特法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項に規定する特定貸付け（贈与に係る農地にあつては、平成24年4月1日以後に行われた特定貸付けに限る。以下「特定貸付け」という。）を行い、措置法第70条の4の2又は第70条の6の2に規定する特例の適用を受けた受贈者又は農業相続人（以下Bにおいて「特定貸付受贈者等」という。）の所有するものを含む。）

B（略）

2 適正化対象地の状況（総括表） （表 略）

注2：「① 農地」「② 非農地」「③ 転用」の別については、直近の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査又は利用状況調査の結果等を踏まえ、以下によって区分します。

・「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する「農地」のことで。

・「非農地」とは、農地を農地以外のものにする行為（転用行為）によらずに農地に該当しなくなった土地のことであり、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長及び農村振興局長連名通知）第4の（2）のアの規定に基づき農業委員会総会（又は農地部会）の議決等により農地に該当しないものと判断されたものが該当します。

・「転用」とは、転用行為によって農地に該当しなくなった土地のことであり、農地法第4条第1項又は第5条第1項による許可を受けたもののほか、これらの規定による許可を要さないもの及びこれらの規定に違反しているものが該当します。

3 適正化対象地の筆別表 （表 略）

(注 略)

様式2 農業委員会集計用

1 贈与税の納税猶予

(表 略)

(注 略)

2 相続税の納税猶予

農業委員会 (又は市町 村)の名称	区 分		
	遊 休 農 地	A H17年4月1日以後に行われた相続に係るもの及び特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行ったことのあるもの	
		B H17年3月31日以前の相続に係るもの(Aに該当するものを除く)	
	計		
	農 地 以 外	非農地	
転用			
総数(実数)(注1)			

(注 略)

様式3 都道府県集計用

1 贈与税の納税猶予

(表 略)

(注 略)

様式2 農業委員会集計用

1 贈与税の納税猶予

(表 略)

(注 略)

2 相続税の納税猶予

農業委員会 (又は市町 村)の名称	区 分		
	遊 休 農 地	A H17年4月1日以後に行われた相続に係るもの及び特定貸付けを行ったことのあるもの	
		B H17年3月31日以前の相続に係るもの(Aに該当するものを除く)	
	計		
	農 地 以 外	非農地	
転用			
総数(実数)(注1)			

(注 略)

様式3 都道府県集計用

1 贈与税の納税猶予

(表 略)

(注 略)

2 相続税の納税猶予

農業委員会 (又は市町 村)の名称	区 分		
〇〇農業委 員会	遊 休 農 地	A H17年4月1日以後に行われた相続に係る もの及び特定貸付け又は認定都市農地貸付け 等を行ったことのあるもの	
		B H17年3月31日以前の相続に係るもの(A に該当するものを除く)	
	計		
	農 地 以 外	非農地	
		転用	
総数(実数)			
△△農業委 員会	(同 上)		
××農業委 員会	(同 上)		
〇〇県合計	(同 上)		

(注 略)

2 相続税の納税猶予

農業委員会 (又は市町 村)の名称	区 分		
〇〇農業委 員会	遊 休 農 地	A H17年4月1日以後に行われた相続に係る もの及び特定貸付けを行ったことのあるもの	
		B H17年3月31日以前の相続に係るもの(A に該当するものを除く)	
	計		
	農 地 以 外	非農地	
		転用	
総数(実数)			
△△農業委 員会	(同 上)		
××農業委 員会	(同 上)		
〇〇県合計	(同 上)		

附 則

この通知は、平成31年3月29日から適用する。